

(局)

令和7年6月16日付「2026年度 勤務労働条件に関する要求書」について、次のとおり回答する。

1 令和8年度業務執行体制について

令和8年度の業務執行体制については、職制責任において、職員に対し十分な説明を行うとともに、勤務労働条件についても十分留意し、適切に対応していく。

2 災害時における対応と安全衛生対策の充実について

自然災害が発生した場合の対応については大阪市防災・減災条例及び大阪市地域防災計画の定めるところにより、都市整備局として所管する業務を円滑に実施するために、引き続き「大阪市災害対策本部都市整備部災害応急対策実施要領」について、各職員に対して周知・徹底を図っていく。

また、「令和7年度 大阪市職員安全衛生管理計画」に基づき、都市整備局安全衛生委員会において安全衛生活動内容等を諮り、今年度も取り組みを進めてきた。次年度においても局安全衛生委員会を毎月開催し、安全衛生に関する諸課題について議論、情報共有を行うとともに、産業医による健康管理、作業環境管理等の実施、健康講座の実施などにより、職員の労働安全衛生の確保に努めることとする。また、職場巡視点検についても、今年度同様に産業医や衛生管理者を中心に次年度も実施していく予定である。

心の健康問題については、年々複雑、深刻化してきており、心の健康づくり対策は、非常に重要な事項であると認識している。本市が策定した「大阪市職員心の健康づくり計画（第3次）」に基づき、全職員に対してストレス調査を実施し、健康診断等により、メンタルヘルス不調が疑われる産業医の面談が必要な職員に対して、適切に面談を実施するとともに、管理監督者向けラインケア研修の実施及びメンタルヘルスケア相談窓口の定期的な周知など、職場におけるメンタルヘルスケアについて計画的な取り組みを進めていくこととする。

3 被服面からの労働安全衛生の充実について

財政状況が厳しい中、被服貸与の必要性と内容、方法なども見つめなおすことが求められているが、現場における被服の問題は、職員の労働安全衛生面の観点から、非常に重要な事項であると認識しており、業務実態に照らして、適切な貸与が図られるよう、関係局との調整を含め、局として十分に努力してまいりたい。

(支部)

まず、東日本大震災から15年が経過したが、被災地では今なお震災の爪痕が残っており、岩手・宮城・福島の3県では2,500人以上の行方不明者捜索が続いている。沿岸部では防潮堤の整備や復興が進む一方、原発事故の影響により帰還困難な地域がまだ残っており依然として多くの人々が避難生活を余儀なくされている。

まだまだ、住民が日常生活を取り戻すまでには、息の長い支援が求められる。

今後も災害支援要請には、可能な限り支援に응えていただきたいことを先に申し伝えておく。

ただいま、総務部長より「2026年度勤務労働条件に関する要求書」に対する回答が示された。

支部は、市民が安心して暮らせるまちづくりの実現と組合員の生活と権利を守るため、現業職場活性化運動を推進し、「より質の高い公共サービス」の提供に向け、とりくみの強化を図っていく。また、大規模災害に備えた防災・減災対策を進め、基礎自治体として平時・有事問わず公的役割と責務を果たし、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた、業務執行体制を構築することが、必要不可欠であると考えているが、安易なコスト論のみに固執した事業の見直しと、職員数の大幅な削減、給与水準の見直しは、組合員の「働きがい・やりがい」をなくすだけでなく、市民への必要不可欠な安全性が保たれず、提供すべき公共サービスに影響を及ぼすものと考えている。

局として、あらためて市民にとって、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた公共サービスについて、重要な事業の点検・検証を多角的な視点でおこない、局事業を推進するよう最大限の努力をおこなうよう要請する。

業務執行体制については、「職制責任において、職員に対し十分な説明をおこなうとともに、勤務労働条件についても十分留意し、適切に対応していく」とのことであるが、採用再開がなされず、年々、退職者が増えていく状況である。

今年度末で1名が退職されることとなり、今後、要員が減っていく状況の中、現在おこなっている業務や今後の要員配置など、先行きがわからない状況で、見通しが立たないことから組合員は不安を募らせながら、日々、業務をおこなっている。

そうした中、局として組合員の不安解消に向けた説明を果たしておらず、先行きがわからない状況が続いているため、組合員のメンタル面に悪影響を及ぼしていることに十分理解すべきであるとともに、職制責任を果たしていないと言わざるを得ない。

早期に採用を再開し、組合員の不安を解消するとともに「働きがい・やりがい」をもって業務に就くことができる適正な要員配置を強く要望しておく。

また、2023年度に60歳に到達する職員から段階的に定年が引き上げられているが、退職される時期については、組合員一人ひとりが判断されるため、局

として継続的に業務がおこなえる要員配置はもとより、組合員が持つ「技術・技能・知識・経験」という無形財産を継続的に次世代へ継承していける業務執行体制の確立に向けて、中長期的な視点をもって、技能職員の採用再開をおこなうよう、強く要請しておく。

自然災害対策については、南海トラフ巨大地震も含めた大規模災害が、いつ発生するかわからない状況であり、いざという時に市民の安全と安心を守るため、迅速な対応ができる危機管理体制の確立に向けた、適正な要員配置を行うよう申し添えておく。

安全衛生対策の充実・強化については、職場巡視に安全衛生委員が参加できる体制を整備し、巡視を通じて出された委員の意見を集約・検証したうえで、具体的な改善措置として職場環境へまとめて反映させるなど、実効性のある安全管理体制の構築をするよう強く求めておく。また、職員が適切な安全衛生の知識を習得できるよう、研修や周知を徹底し、公務災害の未然防止に向けたとりくみを一層強化するよう要請しておく。

また、産業医の専門的助言を積極的に取り入れ、各職場における安全衛生の水準の向上を図るとともに、安全衛生活動の更なる活性化を図るよう求めておく。

また、今年度、労働安全衛生規則が改正され、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」「手順の作成」「関係者への周知」が新たに義務付けられた。

これを踏まえ、引き続き情報発信や注意喚起、備品等の点検・交換を行うとともに、各職場の実態に即した熱中症対策を一層強化するよう求めておく。

感染症対策については、あらゆる感染症に備え、職場の安全を確保するため、アルコール消毒などを配備させ、感染症対策を講じるように要請しておくとともに感染症予防対策のとりくみに必要なアルコール消毒を含む消耗品についても、補充が行き届くように引き続き購入ができるよう求めておく。

こころの健康問題については、支部としても近年増加傾向にあることから、非常に重要な課題であると認識しており、今後も組合員が働きやすい職場環境改善のとりくみと、心の健康問題について、安全衛生委員会で議論し、労働安全衛生の充実・強化を図って頂きたい。

被服については、労働安全衛生面を十分に考慮するとともに、現場の意見も反映し、作業に適した被服となるよう制度の拡充を図るよう求めておく。

最後に、組合員については、通常業務と共に、局事業の的確な推進を第一義とした新たな業務を適宜積み上げており、局の円滑な運営に大きく貢献していると認識している。

局はこのことをしっかり認識したうえで、早急に組合員の不安を解消するとともに組合員が持つ無形財産を継続的に次世代へ継承ができる対策を講じるため、要員確保をおこなうよう改めて強く求めておく。

また、勤務労働条件に影響を及ぼす事象が発生した場合は、労使合意を前提に十分な交渉・協議をおこなうことを改めて要請しておく。

(局)

現業管理体制が果たす役割の重要性については十分認識しているところであり、測量担当においては職員の皆様の豊富な知見をいかし、局事業の円滑な推進に貢献していただいている。

業務執行体制については、職制が主体性をもって判断すべき管理運営事項と考えている。採用等については、本市の方針に則り対応していく。

今後、具体的な業務執行体制の構築を職制責任のもと行っていくが、勤務労働条件にも十分留意し、適切に対応していきたい。